

茨城大学図書館運営委員会規則

昭和57年 2月 1日
制 定

(趣旨)

第1条 この規則は、茨城大学図書館規則第5条第2項の規定に基づき、図書館運営委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、図書館に関し、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 運営方針に関する事項
- (2) 予算配分及び概算要求に関する事項
- (3) 諸規則の制定・改廃に関する事項
- (4) 点検・評価に関する事項
- (5) その他管理運営に関し、館長が重要と認めた事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 館長
- (2) 分館長
- (3) 各学部から推薦された教員 各2人

2 前項第3号に掲げる委員は、学長が委嘱する。

(任期)

第4条 前条第3号に掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 欠員により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、館長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会において必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、学術企画部学術情報課において処理する。

附 則

この規則は、昭和57年 2月 1日から施行し、昭和57年 1月22日から適用する。

附 則

この規則は、平成元年 6月22日から施行し、平成元年 5月29日から適用する。

附 則

この規則は、平成 3年12月19日から施行する。

附 則

この規則は、平成 5年 4月 1日から施行する。

附 則

この規則は、平成 8年 4月 1日から施行する。

附 則

この規則は、国立大学法人茨城大学設立に伴う茨城大学学内規則等の整備に関する規則（平成16年規則第19号）の施行の日（平成16年 6月24日）から施行し、平成16年 4月 1日から適用する。